

様式第1号

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年2月6日

ゼロカーボン推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度信州屋根ソーラー普及冊子制作業務

(2) 業務の目的

長野県は、2050年ゼロカーボン社会の実現に向け、住宅用太陽光発電設備（以下「屋根ソーラー」という。）の普及を推進している。また、現在「長野県地球温暖化対策条例」の改正を検討しており、新たに延床面積10㎡超の新築建築物について、再生可能エネルギー関係設備の導入提案など、設計者から建築主への説明義務を創設する予定としている。

なお、本冊子は屋根ソーラーのメリットや必要性に加え、つくった電気を使う暮らしの心地よさなど、屋根ソーラー普及の機運醸成に資する内容を掲載し、住宅の高断熱・高気密化と併せて「未来につながる信州の住宅の形」を発信することを目指すものとする。

(3) 業務内容

冊子の制作 大人向け、子ども向け2種類

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに従う

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

以下の項目について具体的な企画提案を求めます。また、本業務の実施に当たって事業をより効果的なものとするため、仕様書に記載のない内容についても積極的に独自の取組等を提案してください。

ア 業務に対する基本的な考え方、取組方針等

イ 企画内容等

ウ 業務の実施体制等

エ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 長野県内

(7) 履行期間 契約の日から令和8年9月30日まで

(8) 費用の上限額 2,150,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならぬ。

せん。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店を有すること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験又は技術的適性を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同種又は類似の業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2
長野県ゼロカーボン推進課再生可能エネルギー係
電 話 026-235-7255
F A X 026-235-7491
メール zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年2月16日（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにゼロカーボン推進課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)①）の3日前までに、書面によりゼロカーボン推進課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会の開催について

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 公告の日から令和8年2月27日（金）午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。

(5) 回答方法 ゼロカーボン推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月3日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載し、別に定める仕様書（案）の内容を踏まえた上で、次の項目順に従って記載してください。

なお、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容を企画書等に記載してください。

提案書類			様式
ア 表紙（企画提案書）			様式第 8 号
イ 企画書			A4 判任意
(ア) 企画提案内容等	・ 大人向け冊子の制作		
	・ 子供向け冊子の制作		
(イ) 業務の実施体制等	・ 運営体制		
	・ 業務スケジュール		
ウ 業務に関する経費およびその内訳			
エ 会社概要			A4 判任意 (会社パンフレット等の提出で代替可能)

(2) 企画書記載上の留意事項

- ① 企画書は任意様式・A4版とし、イメージ図等を用いる等、わかりやすい表現で記載し、別添仕様書（案）の内容を踏まえた提案としてください。
- ② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は 1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付期間 公告の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ④ 受付方法 業務等質問書（様式第 6 号）を F A X 又はメール等により提出するものとします。
- ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては F A X 又はメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 8 年 3 月 6 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）
- ② 提出先 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 7 部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにゼロカーボン推進課[^]に到達したものに限りま
す。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してく
ださい。

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。選定基準については別添「企画提案の選定基準」に定めたとおりです。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日および場所

ア 実施日：令和8年3月10日

イ 方法：zoomを使用したオンライン方式での実施を予定

【※詳細は参加者に改めてご案内します。参加者数により、複数日開催する可能性があります。】

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりゼロカーボン推進課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりゼロカーボン推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後4時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）をゼロカーボン推進課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、ゼロカーボン推進課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下692-2	
長野県ゼロカーボン推進課再生可能エネルギー係	
電 話	026-235-7255
F A X	026-235-7491
メール	zerocarbon@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(別添)企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

評価項目		評価内容	配点
1 業務に対する基本的な考え方、取組方針等	業務内容等への理解度	事業目的や業務内容等を十分に理解の上、具体的な企画提案が行われているか。	10 点
	業務遂行に対する責任感	責任をもって委託業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか。	
2 企画内容等	全冊子共通の留意事項	ア 県ポータルサイトと統一的な印象になっているか イ 県施策を踏まえた内容となっているか。 ウ 屋根ソーラー普及の意義を分かりやすく解説し、冊子を受け取ったものが屋根ソーラーに関心を持つ内容となり、次のポイントが盛り込まれているか。 (7) 気候危機から県民の暮らしと地域経済を守り、未来に住み続けられる信州を残すため、再生可能エネルギーの普及が不可欠であること。 (4) 屋根ソーラーは景観・自然環境への影響が小さく、長野県に適した“環境と調和した再エネ導入手段”であること。 (5) 屋根ソーラーは建物ごとに自立的に電気を生み出し、地域に分散した電源として防災力向上に寄与すること。	20 点
	大人向け冊子の制作	ア 屋根ソーラーの性能や導入メリットを分かりやすく紹介、設置意欲を高める内容となっているか。 イ 工務店が顧客説明に活用できる実務的な情報が含まれているか。	10 点
	子ども向け冊子の制作	ア 屋根ソーラーの仕組みや意義を平易に説明し、子どもが興味を持てる構成となっているか。 イ 必要に応じてふりがなを付しているか。	10 点
3 業務の実施体制等	運営体制	業務の運営に必要な人員が配置され、指揮命令系統が明らかな体制となっているか。 業務を確実に行うことができ、県との連携を円滑に図ることのできる体制がとられているか。	20 点
	業務スケジュール	業務の全体にわたり、具体的かつ実現性の高いスケジュールが提案されているか。	

	受注者の業務遂行力	本業務の受託者として十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、業務を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。類似事業の履行実績を有しているか	
4	業務等に関する経費及びその内訳	業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か	20 点
5	その他事業の目的を達するために有効な事項		10 点
			100 点